

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

豊根村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 坂宇場川地区

(1) 現況

本地区は、茶臼山高原に隣接する標高650m～900mの高原地帯であり、国道151号線と坂宇場川に沿って点在する急傾斜地域で農業を実施している。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進して、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 大入川地区

(1) 現況

本地区は、村内では比較的標高が低く温暖で村の中心的な地域であり、大入川に沿って点在する急傾斜地域で農業を実施している。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進して、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 古真立川地区

(1) 現況

本地区は、標高800m～900mで村内でも最も急峻な地域であり、古真立川、間黒川の二つの河川と県道阿南東栄線に沿って点在する急傾斜地域で農業を実施している。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進して、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号事業関係については、別紙のとおり。

(別紙)

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に豊根村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

- | | | | |
|------|---------|-------|-----------------|
| 通常地域 | 過疎地域 | 豊根村全域 | (平成3年4月1日公示) |
| | 振興山村地域 | 豊根村全域 | (昭和45年12月24日公示) |
| | 特定農山村地域 | 豊根村全域 | (平成5年9月28日公示) |

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により地域指定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 村長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田 1 / 1 0 0 以上 1 / 2 0 未満、畑及び採草放牧地 8 度以上 1 5 度未満。

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、以下の考え方に基づき取り扱うこととする。

(ア) 集落協定や個別協定の中に既耕作放棄地を加えるかどうかは集落や第3セクター等の判断に委ねる。

(イ) 集落等が交付対象農用地として、既耕作放棄地を含める場合には、平成31年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) これを含めない場合でも、集落の実情に応じた対象農用地（以下「協定農用地」という。）の生産活動に影響があると協定申請者が判断した既耕作放棄地については、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の必要な既耕作放棄地の管理を行う。

イ 集落協定にあらかじめ平成31年度までに林地化するための準備を行い、植林すると

位置付けられた限界的農地については、平成31年度まで交付金の交付対象とする。

ウ 集落協定にあらかじめ平成31年度までに復旧し、農業生産活動等を実施すると位置づけた自然災害を受けている農用地については、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を村長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をする。

キ 農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。

2 集落協定の共通事項

(1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

(1) 集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業を主業とするフルタイムの農業従事者一人当たりの所得（収入から負債の償還を含めたコストを差し引いたもの）が名古屋市の勤労者の平均所得を上回る農業者については、集落協定による交付金の対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、交付金の対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、交付金の対象とする。

(3) 認定農業者に準ずる者とは、豊根村農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて村長が認定する者とする。

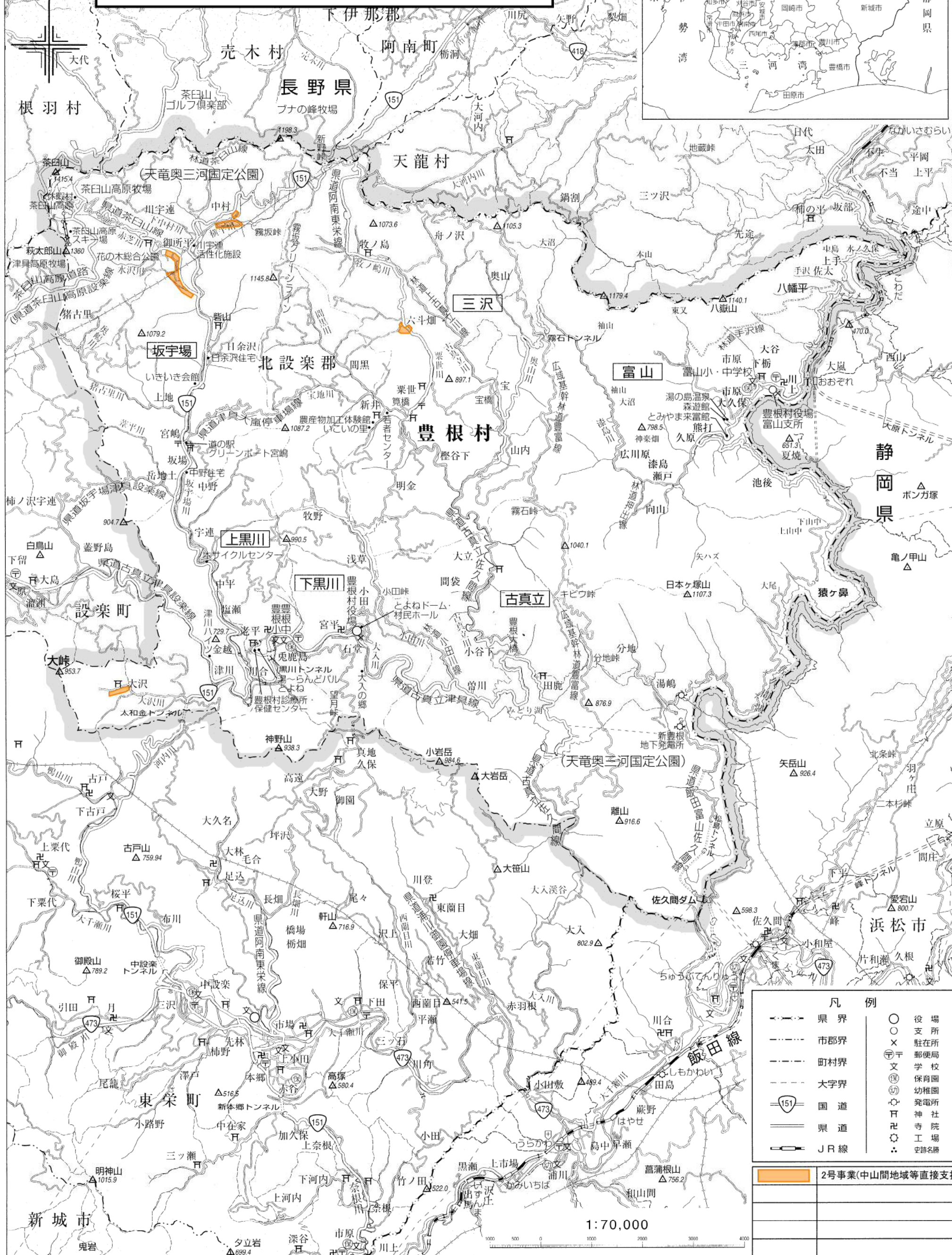
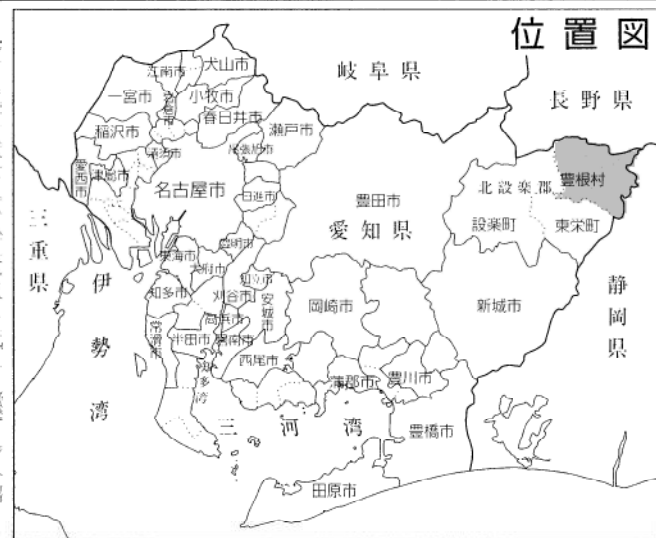
ア 年間農業従事日数が150日以上 of 基本的農業従事者数を有する経営体

- イ 豊根村の平均経営規模以上の経営体
- ウ 農業所得が100万円以上の経営体

4 その他必要な事項
なし。

愛知県 北設楽郡 豊根村全図

豊根村促進計画区域図



凡例	
--- 県界	○ 役場
--- 市郡界	○ 支所
--- 町村界	× 駐在所
--- 大字界	〒 郵便局
== 国道	校 学校
== 県道	園 保育園
== JR線	幼 幼稚園
	電 発電所
	社 神社
	院 寺院
	工 工場
	名 空襲名勝

2号事業(中山間地域等直接支払)

1:70,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平17部保、第201号)